

「川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事」実施方針に対する質問回答及び補足事項

質問・回答

No	頁	見出し符号				項目名	質問内容	回答
		1位	2位	3位	4位			
1	なし					用語定義 【協力企業】	「事業者である共同企業体から直接業務を受託し又は請け負うことを予定しているが」とありますが、単体企業の場合でも同様との理解で宜しいでしょうか。	単体企業の場合でも同様と考えてください。
2	2	第1章	5	(1)	①	新1系汚泥処理施設の設計及び建設	「汚泥の有効利用～の15年間の利用先に関する提案を行うものとする」とありますが、提案時に利用先企業からの確約書等の書面をご提出するとの理解で宜しいでしょうか。 『汚泥の有効利用（例として焼却設備の場合はセメント原料、炭化及び乾燥設備の場合は燃料。）の15年間の利用先に関する提案を行うものとする。』との記載がありますが、事業提案書提出時に利用先との確約書等の提出が必要でしょうか。	応募時点での確約書、覚書等、引き取り先の合意に関する証憑書類を添付してください。様式は自由とします。
3	2	第1章	5	(1)	③	その他	本事業に必要となる各種申請書類における、「国の交付金申請書類等」とはどのような書類を想定されておりますでしょうか。例えば、電気事業法関連書類（工事計画書等）の作成も事業者所掌でしょうか。（電気事業法上、設置者である川崎市様名義での届出が必要になります）	本事業に関連する申請書類の作成が対象です。本市名義の申請であっても添付資料については作成していただきます。
4	8	第2章	3	(3)		各業務にあたる者の参加資格	「各業務にあたる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務にあたることを認める」とありますが、例えば、「①設計業務にあたる者」において、技術士登録の上下水道部門（選択科目：下水道）の資格を有する技術者が、「(a) 機械・電気設備の設計に関する業務」、および「(c) 土木構造物の設計に関する業務」を兼ねて良いという理解で宜しいでしょうか。	左記内容の兼務は可能です。
5	8	第2章	3	(3)	②	各業務にあたる者の参加資格 建設及び撤去業務にあたる者	「②建設および撤去業務にあたる者」の「各業務につき、～監理技術者を専任として配置すること」というのは、具体的には建築・土木・機械・電気の業務(工事)ごとに監理技術者を常駐で配置するという理解で宜しいでしょうか。 また、代表企業もしくは共同企業体の構成員から選出する(協力企業からの選出は不可)という理解で宜しいでしょうか。 『(a)各業務にあたる構成員(代表企業含む。)は、各業務につき、特定建設業の許可を受けていること及び監理技術者を専任として配置すること。』との記載がありますが、建築工事一式、土木工事一式、機械器具設置工事及び電気工事の各業務ごとに選任の監理技術者を配置するというのでしょうか。	建築・土木・機械・電気の業務(工事)ごとに監理技術者を常駐で配置してください。代表企業もしくは共同企業体の構成員から選出(協力企業からの選出は不可)してください。
6	8	第2章	3	(3)	②	各業務にあたる者の参加資格 建設及び撤去業務にあたる者	各業務(建築・土木・機械・電気)の監理技術者は、対応する工事期間のみ専任・常駐で配置するとの理解で宜しいでしょうか。(例えば土木工事のみ行っている期間は土木の監理技術者のみ必要、撤去工事は機械と電気の監理技術者のみ必要) 監理技術者の選任期間は、各業務の期間のみでよろしいでしょうか。例えば、建築工事が終了したときには、建築工事の監理技術者は不要でよろしいでしょうか。	各業務(建築・土木・機械・電気)の監理技術者は、対応する工事期間のみ専任・常駐で配置してください。
7	9	第2章	4	(1)		提案の審査及び評価	評価委員会はどのような委員構成を予定されておりますでしょうか。	川崎市上下水道局職員での構成を予定しています。
8	10	第2章	6			構成員の変更	協力企業の変更については、構成員の変更と同様の規定という理解で宜しいでしょうか。	協力企業の変更については、対象外となりますが、協力企業に対する参加者資格の審査は行います。
9	12	第3章	4	(2)	②	モニタリングの時期等	建設中の定期モニタリングの頻度をご指示ください。	別紙3別表1に示す各種段階完了時のほか、定例会議(1回/月以上)においてモニタリングを実施します。

10	18	別紙 2	No. 19		リスク分担 (案) 物価変動リスク	物価変動の「一定の範囲」の具体的数値基準をご教 示ください。	事業契約書（案）において提示 します。
11	18	別紙 2	No. 25		リスク分担 (案) 不可抗力リスク	施設引渡し前の施設損壊におけるリスクは事業者負 担となっておりますが、再考いただきたく存じま す。	募集要項公表時に契約約款等と あわせて、改めて提示します。
12	18	別紙 2	No. 25		リスク分担 (案) 不可抗力リスク	新型コロナ等の感染症による工事遅延等の影響が出 た場合、本項の対象となるでしょうか。	募集要項公表時に提示します。

川崎市からの補足事項

No	頁	見出し符号				項目名	川崎市からの補足内容
		1位	2位	3位	4位		
1	9	第2章	3	(4)	① ③	代表企業及び構 成員に必要な資 格	令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿（仮称）の登録に申請が間に合わない場合、登録申請に必要な書類を応募資格確認申請書とあわせて提出してください。令和3年4月以降に、正式に業者名簿登録をして頂きますが、本工事の資格審査として、内容を確認します。